

確定申告

所得税・町県民税の申告相談を、2月7日(金)から町役場で行います。

お問い合わせ 町税務課(☎852・5144)

町役場で 申告相談を実施

令和元年分所得税と令和2年度町県民税の申告相談を令和2年2月7日(金)～3月16日(月)に実施します。(日程は12[※]に掲載)

相談時間は午前9時～正午、午後1時～午後3時(受け付けは午前8時30分～午後3時、3月16日(月)は午前8時30分～午前11時)です。
申告していただく所得は町県民税のみならず、国民健康保険税の所得割課税や他の保険料等算定の基礎となります。

所得状況をよく知る方が申告し、納得のいく課税となるよう申告してください。

申告をされなかった場合は、各種証明書が交付できなくなるほか、各種行政サービスが受けられなくなる場合があります。

なお、平成31年1月～令和元年12月までの1年間収入が一切無い場合でも、町では収入の有無を把握できないので必ず収入が無いことを申告してください。

申告が必要な方

令和2年1月1日現在で本町に住所のある方で次に該当する方

① 不動産(小作料を含む)・営業・農業・一時・雑所得(年金等)・譲渡所得等給与以外の所得があった方で所得税に係る確定申告書を提出

⑥ 医療費控除等を受ける場合は、令和元年中に医療機関に支払った金額が確認できる書類、高額医療費給付金や医療保険から受給があった場合はその金額が確認できる書類

③ 「医療費控除」等の適用を受ける場合は、医療費の領収書の添付または提示(令和元年分までは可)に代えて次の書類の添付が必要となります。

① 医療費控除
「医療費控除の明細書」または医療保険者等が発行した医療費通知

② セルフメディケーション税制
「セルフメディケーション税制の明細書」の添付と一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付または提示

※なお、「医療費控除」を選択した場合、「セルフメディケーション税制」を受けることはできません。

▼ 国民健康保険税の納付確認書が必要な方は税務課窓口で発行します。

▼ 税務署から、申告書に代えて「確定申告のお知らせ」のハガキまたは封書が送付されます。確定申告書の作成に必要な情報が記載されていますので、必ずご持参ください。

▼ 土地や建物の売却、株式等の譲渡など、内容によっては税務署での申告をお願いすることがあります。

していない方

② 給与所得者で2か所以上の事業所からの給与のある方や中途就・退職の方で、所得税の年末調整がされていない方

③ 給与所得者であるが、事業所からの給与支払報告書が町に未提出の方

④ 給与所得者で年末調整済みの方であっても、各種控除(医療費控除、住宅借入金特別控除等)を受ける方
⑤ 令和元年中に生命保険が満期となり満期返戻金収入のあった方や、死亡保険金等の収入のあった方

町の会場 申告する必要がない方

① 1か所の事業所からの給与のみで、所得税の年末調整をされ、勤務先から給与支払報告書が町に提出されている方

② フォーラムアキタ、e-TAX、その他の方法で確定申告をされる方

申告に必要なもの

1. マイナンバーカード等

マイナンバーの記載および本人確認の書類の提示が写しの添付が必要です。

① マイナンバーカード
② 通知カードおよび運転免許証等の顔写真付きの身分証明書

③ マイナンバーが記載された住民票の写しおよび運転免許証等の顔写真付きの身分証明書

2. 印鑑

3. 還付金の振込先口座情報が分かるもの

4. 所得計算に必要なもの

① 給与収入のある方
勤務先から交付された源泉徴収票、または事業主の給与支払証明書

② 年金収入のある方

公的年金、年金基金や企業年金等の源泉徴収票

③ 自営業の方

営業所得計算書と仕入・売上等を記録した帳簿、必要経費の領収書

④ 農業所得のある方

農協などから交付される「令和元年度農業所得に係る取引明細書」や収入と必要経費などがわかる帳簿類、領収書などそれらを基に記帳した「収支計算記帳簿」

5. 各種控除に必要なもの

① 社会保険料、生命保険料、地震保険料等控除支払証明書
② 寄附金の採納証明書、または領収書、受領証等

③ 配偶者・扶養控除対象者に収入があった場合は、その人の令和元年中の収入金額がわかる書類(源泉徴収票等)

④ 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳または役場健康福祉課が交付する障害者控除対象者認定書

⑤ 住宅借入金特別控除を受ける場合は、住宅に係る登記事項証明書、契約書、借入金残高証明書、すまい給付金等の補助金関係書類、源泉徴収票

秋田北税務署から確定申告のお知らせ

① 確定申告に関する情報は国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」をご覧ください

- 確定申告書等作成コーナーでは、パソコンやスマートフォンを利用して申告書の作成ができます。
 - 作成した申告書はe-Tax^{インターネット}で送信することも、書面で印刷して郵送で提出することも可能です。
- ※ 郵送の場合、申告書等の控えと切手を貼付した返信用封筒を同封すれば、收受印を押印した控えを返送します。

② 消費税確定申告書の作成には区分経理が必要です

申告書の作成に当たっては、消費税額等を税率の異なるごとに区分して計算する必要がありますので、事前に課税売上げと課税仕入れ等を区分して集計しておく必要があります。

③ 税務署内には申告書作成会場を設置していません

申告書作成会場は秋田県労働会館「フォーラムアキタ」です。

▶ 開設期間 2月17日(月)～3月16日(月)の平日
※ 土日、祝日等は開設しません。ただし、2月24日(月)、3月1日(日)は開設します。

▶ 開設時間 午前9時～午後4時
※ 申告書作成には時間を要しますので、午後3時前のご来場にご協力をお願いします。

▶ 住所 秋田市中通6丁目7-36

④ 申告書や申請書にはマイナンバーを記載してください

● 提出の際は毎回「マイナンバーカード」または「通知カード+運転免許証等」の提示または写しの添付が必要です。

※ e-Taxで提出する際は、提示または写しの添付は不要です。

お問い合わせ 秋田北税務署 (☎845・1161)

(※ 自動音声案内で一般的な相談は①、税務署への個別のお問い合わせは②を選択してください)